

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十四年六月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十四年三月十六日奈良県指令高土第二三一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年五月二十三日高土第七八二号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十四年五月二十三日高土第三二二二号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市畑一一五八番地ノ四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市田尻二六二番地ノ三

株式会社柴田住建 代表取締役 杉山守生

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市畑一一五八番地ノ四の一部

下水道 香芝市畑一一五八番地ノ四の一部

一 許可番号

平成二十三年十一月二十八日奈良県指令高土第二三一七号

平成二十四年四月二十日奈良県指令高土第二三一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十四年五月三十日高土第七八三号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市旭ヶ丘一丁目六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市上中一二〇番地

タナカ実業株式会社 代表取締役 田中將仁